

留守家庭児童会退会届確認事項

退会届を提出する際は、次の点を確認し、提出していただくようお願いいたします。
また、退会時期によっては提出書類が異なりますのでご注意ください。

1. 退会届のルールについて

①退会届は退会する前月末日までに提出しなければならない。(施行規則第4条第1項)

②児童の欠席期間が月の全ての日に及ぶ場合で、その月の前月末日までに全休届を提出すればその月の負担金は免除となる。(条例第7条第1項、施行規則第5条)

2. 退会届提出の際、起こり得る事例

①9月29日に9月を最後に退会の届出する場合

提出書類：退会届、全休届

(退会届)

届出日：9月29日
退会月：10月
通会最終日：9月30日



負担金は9月分まで

(全休届)

届出日：9月29日
休会月：10月1日から同月末日

②9月11日に9月19日を最後に退会の届出する場合

提出書類：退会届、全休届

(退会届)

届出日：9月11日
退会月：10月
通会最終日：9月19日



負担金は9月分まで

(全休届)

届出日：9月11日
休会月：10月1日から同月末日

③9月11日に10月末を最後に退会の届出する場合

提出書類：退会届

(退会届)

届出日：9月11日
退会月：10月
通会最終日：10月31日



負担金は10月分まで